

(写)

事 務 連 絡
平成 20 年 6 月 30 日

保険医療機関等 各位

兵庫県国民健康保険団体連合会

70 歳以上 75 歳未満の被保険者（後期高齢者を除く。）の現役並み所得者に係る
公費の高額療養費算定基準額等について（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、70 歳以上 75 歳未満の被保険者の一般所得の特例措置対象被保険者等の高額療養費算定基準額が 44,400 円（外来の場合 12,000 円）に据え置かれたことに伴い、特例措置対象被保険者等が障害者自立支援法による更生医療や特定疾患治療研究事業などの国が定めた公費の対象となった場合の公費の高額療養費算定基準額も 44,400 円（外来の場合 12,000 円）に据え置かれていましたが、70 歳以上 75 歳未満の現役並み所得者に係る公費の高額療養費算定基準額は、特例措置対象者等には含まないものとして、国民健康保険法施行令の一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）後（以下「法令後」という。）の金額 62,100 円（外来の場合 24,600 円）で取り扱っています。

しかし、今般、厚生労働省国民健康保険課及び保険課との協議の結果、現役並み所得者の公費についても 44,400 円（外来の場合 12,000 円）に据え置くとの連絡がありました。

つきましては、現役並み所得者の公費併用レセプト（平成 20 年 4 月診療分及び 5 月診療分）で、高額療養費基準額を法令後の金額で請求済みの場合は、下記のとおり取扱いますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成 20 年 7 月請求（4 月診療分・5 月診療分の月遅れ請求を含む。）以後は、据え置かれた高額療養費基準額で請求いただきますようお願いいたします。

記

1 対象

- 70 歳以上 75 歳未満被保険者（後期高齢者を除く。）の現役並み所得者の公費併用レセプトで、平成 20 年 4 月診療分及び 5 月診療分を法令後の金額 62,100 円（外来の場合 24,600 円）で請求があったレセプト

2 取扱い

- 対象レセプトは本会で抽出し、該当する保険医療機関等へ連絡の上、金額調整及びレセプトの一部負担金額を訂正いたします。
※ 保険医療機関等への支払金額に変更はありません。（本会事務処理において、公費負担分及び高額療養費の金額調整を行います。）

3 高額療養費算定基準額

- 70歳以上75歳未満の被保険者（後期高齢者を除く。）に係る高額療養費算定基準額は、一般所得及び公費併用の場合に据え置かれ、次のとおりとなりますので、レセプト請求の際は御留意ください。

	所得区分	限度額	
		保険単独の場合	公費併用の場合
入院等	現役並み所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円（法令後：62,100円）
	一般	44,400円（法令後：62,100円）	44,400円（法令後：62,100円）
	低所得者Ⅱ	24,600円	44,400円（法令後：62,100円）
	低所得者Ⅰ	15,000円	44,400円（法令後：62,100円）
外来	現役並み所得者	44,400円	12,000円（法令後：24,600円）
	一般	12,000円（法令後：24,600円）	12,000円（法令後：24,600円）
	低所得者Ⅱ	8,000円	12,000円（法令後：24,600円）
	低所得者Ⅰ	8,000円	12,000円（法令後：24,600円）

<担当>

業務管理部 管理課 審査管理係
TEL (078) 332-9527